

## 保税蔵置場の許可期間の更新について

関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 20 日

大阪税関長 日 置 重 人

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	更新した期間
丸新港運株式会社 大阪府大阪市港区港晴2丁目13番35号	丸新港運株式会社 一突 大阪府大阪市港区海岸通3丁目8番27号	自 令和 8年 5月 1日 至 令和 14年 4月 30日
日新運輸株式会社 大阪府大阪市中央区本町3丁目4番8号	日新運輸株式会社 南港物流センター 大阪府大阪市住之江区南港東5丁目5番	自 令和 8年 5月 1日 至 令和 14年 4月 30日
株式会社丸運 東京都中央区日本橋小網町7番2号	株式会社丸運 堺物流センター 大阪府堺市堺区築港八幡町1番地175	自 令和 8年 5月 1日 至 令和 14年 4月 30日
株式会社カツラギロジテム 大阪府貝塚市名越351番地	株式会社カツラギロジテム 大阪府貝塚市名越351番地	自 令和 8年 5月 1日 至 令和 11年 4月 30日
新栄陸運株式会社 和歌山県和歌山市西浜1660番地の689	新栄陸運株式会社 危険物倉庫 和歌山県和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番689	自 令和 8年 5月 1日 至 令和 14年 4月 30日
株式会社富冷 富山県富山市清水元町4番8号	株式会社富冷 小杉工場 富山県射水市流通センター水戸田3丁目5番地	自 令和 8年 5月 1日 至 令和 14年 4月 30日